

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点 〔令和3年10月27日開催 日本投資顧問業協会〕

## 1. 資産運用会社・投資助言業者に対するモニタリングについて

- 8月末に金融行政方針を公表したところであるが、本事務年度の資産運用会社に対するモニタリングとして、顧客本位の業務運営に向けたガバナンスの確立や、顧客の利益に資する商品組成や運用管理の実践状況等、いわゆる高度化モニタリングを引続き実施していく。また、投資助言・代理業者については、インターネット・SNS等を利用した広告表示や勧誘行為、活動実態や業務体制の整備状況等について、各財務局と連携しながらモニタリングしていく。
- ここ数年、国内の資産運用会社やグループ親会社との間で、運用力強化に向けたガバナンス面の取組み等について対話を進めており、6月に「資産運用業高度化プログレスレポート2021」を公表している。
- 各社の高度化に向けた問題意識は高まっていると感じるが、取組みを継続していくことで運用成果の向上や残高の増加等の成果に繋げていくことが重要。
- 各社でも取組みを強化しているESG／SDGs投資について、各社のサステナブル投資についての考え方、投資対象先の評価方法や投資家への説明状況についてモニタリングを行っていく予定であり、協力をお願いしたい。
- 昨年に引き続き、投資信託協会と共催で「資産運用業フォーラム」の開催を予定していると承知している。貴協会では、昨年のフォーラムで採択された資産運用宣言の実践状況の公表を会員に促すなど、協会としても取組みを進めていただいております。意義のあるフォーラムとなるよう、引き続きリーダーシップを発揮していただくことを期待している。

## 2. 拠点開設サポートオフィスにかかる取組みについて

- 1月に、新規に参入する海外資産運用会社等の登録の事前相談から監督ま

でを、英語によりワンストップで対応する「拠点開設サポートオフィス」を開設し、6月には、同オフィスを金融事業者にとって、より利便性の高い日本橋兜町に移設した。10月27日までに、英語での手続による登録が4件行われ、いずれも貴協会への入会が行われた。

- 今後も、内外の参入を希望する資産運用会社等がスムーズに登録・入会手続を行うことができるようにしていくことが重要であり、引き続き、協力をお願いしたい。

### 3. LIBOR 公表停止に向けた移行対応について

- 本年12月末に公表停止が予定されているLIBORについて、ベンチマークとしてLIBORを利用している契約やLIBORを参照する資産を組み入れた契約については、関係者との調整や変更契約の締結など、所要の対応が必要になるものと考えられることを踏まえ、各社の移行対応状況について、調査を依頼させていただいたところ。
- 調査結果の概要については、今後、貴協会に対してフィードバックを予定している。
- 引き続き、該当する各社においては、対応が必要となる契約を適切に把握し、時間軸を意識して、契約の相手方である顧客に支障が生じることのないよう、関係者との調整を適切に行いながら、移行対応を進めていただきたい。

### 4. 書面・押印等の制度・慣行の見直しについて

《書面・押印・対面手続を求める規制について》

- 昨年12月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等における押印等を不要とするための内閣府令・監督指針等の改正を行った。
- 今般、それらに加えて、民間同士の手続や当局が行う許認可等の通知等のうち、当庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、必要な見直しを行うための市中協議を実施し、6月末に公布・

施行したところ。

#### 《金融庁電子申請・届出システムについて》

- 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、オンラインでの提出が可能となるよう、システムの整備及び制度面での対応を行い、6月末、運用を開始したところ。金融庁電子申請・届出システムを利用するにあたり、各種様式等は金融庁ウェブサイトに掲載しているので、是非システムの利用をお願いしたい。

※ なお、金融庁電子申請・届出システムの利用可能な手続一覧については、金融庁ウェブサイトに公表済。

- また、システムの利用に当たっては、gBizIDのアカウントが必要であるため、各金融機関においては、gBizIDの取得をお願いしたい。

#### 《民民の書面・押印・対面手続の見直し》

- 金融庁として、金融業界における書面・押印等の見直しについては継続してフォローしたいと考えており、各金融機関においても、昨年12月に検討会で取りまとめた論点整理や、先ほど申し上げた法令等の見直しを踏まえ、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただくようお願いしたい。

### 5. 「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を踏まえた兼業・副業の普及・促進について

- 先般の「経済財政運営と改革の基本方針2021」等において、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知や取組事例の横展開など、多様な働き方の実現に向け、引き続き、兼業・副業の普及・促進に向けた取組みを進めていくこととしているところ。
- 多様な働き方や新しい働き方を希望する職員のニーズに応え、兼業・副業の選択肢を提供することは、職員にとってかけがえのない経験の機会となるだけでなく、金融機関にとっても、人材育成や顧客支援・地域貢献等の観点から有意義な効果が期待されることから、希望する職員が安心して兼業・副業

に取り組むことができるよう、環境整備を進めていただくことが重要。

- 金融庁においては、6月に貴協会に対し、会員金融機関への周知をお願いする文書を発出させていただいた。その他、7月1日に発刊した広報誌のアクセスFSAにおいて、赤澤副大臣（当時）からのメッセージを掲載して発信し、本文書に関連した取組みを行っている。
- ついては、発出した文書や広報誌等を確認いただき、各金融機関の職員が兼業・副業を希望する場合に備え、兼業・副業を可能とする就業規則等を含む環境整備に向けた取組みを進めていただくようお願いしたい。

## 6. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《FATF 第四次対日審査の公表等について》

- FATF（金融活動作業部会）の第4次対日相互審査の報告書が8月30日に公表された。
- 今回の対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン・テロ資金供与対策の成果が上がっていると一定の評価を得た。しかしながら、金融機関等に対する監督の強化、金融機関等での取組強化に優先的に取り組むべきとされている。
- 当報告書を踏まえ、政府は今後3年間の行動計画を策定し、官民が連携してしっかりと対応していくこととしている。引き続き、金融庁マネロン・ガイドラインに則して、マネロン・テロ資金供与対策の高度化に取り組んでいただきたい。

《継続的な顧客管理及び広報について》

- 継続的顧客管理については、マネロン・ガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、各金融機関に2024年3月末までに態勢整備をお願いしているところ。FATF対日審査報告書でも、金融機関において、継続的顧客管理の義務を完全に実施すべきと明記されている。

- 金融庁としても、政府広報含め、各業界団体と連携して、国民の皆様に、マネロン・テロ資金供与対策に係る確認手続きについて広くご理解・ご協力を求める広報活動等を行う予定。

《マネロン等対策に関する半期フォローアップアンケートについて》

- マネロン等対策については、4月に、各金融機関に「マネロン・ガイドライン」で対応を求めている事項について、2024年3月末までに対応を完了させるため、対応計画を策定し、適切な進捗管理の下、着実な実行を図ることを要請。
- 今般、各金融機関において進められているマネロン態勢の整備について、9月末時点での進捗状況を確認させていただくために、各金融機関にフォローアップアンケートを送付したところ。
- マネロン等対策は重要な課題であり、引き続き協力をお願いしたい。

7. ITガバナンス及びサイバーセキュリティ強化の取組みについて

《サイバーセキュリティ管理態勢の強化について》

- 国家の関与が疑われる高度なサイバー攻撃や、ランサムウェア攻撃の活発化によって、国内外の金融機関でも被害が発生している。サイバー攻撃を経営上のトップリスクと位置付け、改めて、対策を強化することが重要。
- 金融庁としても、引き続き、
  - ・ リスクが高い金融機関に対しては、検査等でサイバーセキュリティ対策の実効性を重点的に検証するとともに、
  - ・ サイバー攻撃を受けた場合も、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させるため、10月にサイバー演習（Delta Wall VI）を拡大して実施する、

ことで、サイバー攻撃への予防対策や、被害発生時における対応・能力の向上を促していく。

## 《システムリスク管理態勢の強化について》

- 多くの利用者に影響を与えるシステム障害が発生する中、障害の未然防止はもとより、障害発生時に、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させることが重要。
- こうした観点から、システム障害に関するモニタリングは、金融機関の自律的な改善を促すことに力点をおいて実施するとともに、リスクの高い金融機関に対しては、検査を含めて重点的に検証することで、システムリスク管理態勢の強化を図っていく。

## 《ITガバナンスの向上について》

- データの利活用等によって、先進的なサービスを提供し、金融機関自身の経営効率を高めるなど、ITガバナンスの発揮が期待される。
- 金融庁としては、引き続き、
  - ・ ITガバナンスに関して深度ある対話を行っていくとともに
  - ・ 新技術を利用した基幹系システムを検討する金融機関に対しては、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを通じて、その早い段階からITガバナンスやリスク管理等に関する検討を後押しするなど、ITガバナンス強化に向けた取組みを積極的に支援する。

## 8. 10月開催のG20の成果物について

- 10月13日に米国・ワシントンDCにてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が対面開催され、会議終了後には共同声明が発出された。同会議の成果物のうち、①サステナブルファイナンス及び②クロスボーダー送金の改善について紹介したい。
- サステナブルファイナンスについては、G20SFWG（サステナブルファイナンス作業部会）が策定したG20サステナブルファイナンスロードマップ及び統合レポートが承認された。ロードマップでは、気候と持続可能性に関するSFWGの今後複数年にわたる作業計画等が示されている。

- 気候については、我が国がトランジションファイナンスの重要性を国際的に主張してきたことが功を奏し、取組みの必要性が広く認識されることとなった。今後 SFWG がトランジションファイナンスに関するハイレベル原則を策定する予定。また、サステナブルファイナンスの対象を生物多様性や社会問題にも徐々に広げることの重要性が、G20 で共通の認識となっている。COP26 や COP15 を含め、国際的議論をぜひフォローし、対応を検討していただきたい。
- 次に、クロスボーダー送金の改善については、コスト・スピード・透明性・アクセスの4つの課題の対処に向けた定量目標が承認された。2027 年末までにグローバルな平均送金コストを1%以下に引き下げることを目指す等、野心的な目標となっており、まずは目標のモニタリングに必要なデータの収集方法等について日本銀行や民間決済事業者等と議論を行うなど、実現に向けて公的部門と民間部門の連携を進めていきたい。

#### 9. NBF I に関する直近の国際会議での議論等について

- 前回は紹介したとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大による昨年3月の市場の混乱を踏まえ、金融安定理事会（FSB）及び証券監督者国際機構（IOSCO）をはじめとする各基準設定主体の間で、ノンバンクセクター等の検討が進捗している。
- マネー・マーケット・ファンド（MMF）については、今夏に実施された市中協議の結果を踏まえ、MMF の強靭性を向上させる政策オプションをまとめた最終報告書が10月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出され、10月11日に公表された。本報告書は、昨年3月の混乱等を踏まえたMMFの脆弱性や、それらを踏まえたMMFの強靭性を向上させる政策オプション等をまとめたものとなっている。各法域は、本報告書等を踏まえて、自らの法域内のMMFの脆弱性を評価するとともに、各法域の法的枠組みに沿う形で、これらの脆弱性に対処することとされている。また、これらに関し各法域で採用された措置については、FSBがIOSCOと協働して、2023年末までにストックテイクするとともに、2026年までにそれらの実効性を評価することとしている。当

庁としても、市場関係者と緊密に連携しつつ、国内対応に向けた取組みを推進したい。

- また、MMF に関する作業以外の幅広いトピックも含め、議論の進捗に関する報告書を近日中に取りまとめる予定。コロナ発生下のオープンエンド型ファンドの流動性リスク管理を分析するプロジェクトについては、引き続きFSB と IOSCO 間で連携して取り組んでいる。社債市場の流動性及び市場参加者の行動とその背景を分析するプロジェクトについては、本年中に報告書を取りまとめる予定。
- このほか、コロナ発生下の証拠金の慣行に関する分析プロジェクトについては、分析結果に対する市中協議が10月26日に公表された。市中協議は最終的な提言に向けた今後の議論の方向性に影響を与えうると考えられるので、是非内容を検討の上、意見とその根拠としての背景事実や考え方の提供をお願いしたい。

#### 10. IOSCO の AI/ML に係る最終報告書の公表について

- 9月7日、IOSCO は、「人工知能（AI）及び機械学習（ML）を利用する市場仲介者及び資産運用会社むけのガイダンス」を公表した。
- 同ガイダンスは、AI 及び ML の利用について、「既存のプロセスの効率性を高め、投資サービスのコストを削減し、他の活動のためにリソースを開放することによって、市場仲介者、アセットマネージャー、投資家に利益をもたらす」と述べる一方で、「リスクを生み出したり、増幅させたりすることで、金融市場の効率性を損ない、消費者や他の市場参加者に損害を与える可能性もある」という警鐘も鳴らしている。
- こうした状況認識を踏まえ、同ガイダンスでは、「適切なガバナンスやコントロール」、「十分な知識・経験を有するスタッフの配置」、「強固で一貫性のある開発とテスト」、「適切な情報開示」等に関する措置が示されている。
- 市場仲介者及び資産運用会社にとっては、AI 及び ML を利用する場合に期待される行動規範を示したものとなっているため、是非参照いただきたい。

(以 上)